

岡山大学病院で臨床実習する学生が、**県外（多発発生地域以外※）**から通学する場合の個別対応

次の条件を遵守することにより、個別対応を行う。

1. 県外からの通学をしていることを、実習先の指導医・指導教員に報告する。
2. 「臨床実習時のガイドライン」を遵守する。(5/27 通知)
3. 記入した「体調チェックシート」を、実習先の指導医・指導教員に、定期的に（一週間単位）で提出する。
4. 公共交通機関利用時は、マスクを常時着用する、「3密」を回避する、換気の乏しい場所を回避する、極力会話しない、手洗い/手指消毒を徹底するなどの、感染対策行動を遵守する。
5. 感染リスクの高い逸脱行為をより厳禁とする。
 - 多発発生地域への移動（7/31 通知）
 - 飲み会・歓送迎会への参加禁止（7/21 通知、以下同じ）
 - カラオケ店、接待を伴う（いわゆる夜の街の）飲食店（キャバクラ、ガールズバー、ホストクラブ等）の利用 およびアルバイトの禁止
 - アルコールを提供する飲食店、カラオケのある飲食店でのアルバイトの禁止（7/28 更新）
 - スポーツジムの利用自粛
 - 屋内、野外の不特定多数が集まるイベントや集会への参加自粛
6. 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールを行う。接触の通知が来たら、すぐに実習先の指導医・指導教員に連絡する。
7. 上記の遵守事項が守れていないことが発覚した場合は、その後の臨床実習ができないことを理解する。

※多発発生地域について： 頻繁に変更される可能性があります。以下の URL を確認して下さい。

<https://www.okayama-u.ac.jp/user/hospital/index349.html>

岡山大学病院で臨床実習する学生の、飲食店でのアルバイトに関する個別対応

臨床実習中のアルバイトに関する基本方針

- A. カラオケ店、接待を伴う（いわゆる夜の街の）飲食店（キャバクラ、ガールズバー、ホストクラブ等）でのアルバイトは厳禁とする。
- B. 不特定多数の接客をする飲食店（普通の飲食店）でのアルバイトは、その他の低リスクのアルバイトに変更すること。特に、アルコールを提供する飲食店、カラオケのある飲食店（大きな声を出す飲食店であり、ハイリスク飲食店）でのアルバイトは禁止とする。
- C. その他の低リスクのアルバイトに変更することができない場合（上記の禁止されているアルバイト以外の飲食店でのアルバイトを継続せざるを得ない場合）の個別対応は、次の通りとする。

1. アルバイトの内容を、実習先の指導医・指導教員に報告する。
2. 「臨床実習時のガイドライン」の遵守を行う。（5/27 通知）
3. 記入した「体調チェックシート」を実習先の指導医・指導教員に、定期的に（一週間単位）で提出する。
4. アルバイト先では、マスクを常時着用する、「3密」を回避する、換気の乏しい場所を回避する、極力会話しない、手洗い/手指消毒を徹底するなどの、感染対策行動を遵守する。
5. 感染リスクの高い逸脱行為をより厳禁とする。
 - 多発発生地域への移動（7/31 通知）
 - 飲み会・歓送迎会への参加禁止（7/21 通知、以下同じ）
 - カラオケ店、接待を伴う（いわゆる夜の街の）飲食店（キャバクラ、ガールズバー、ホストクラブ等）の利用 およびアルバイトの禁止
 - アルコールを提供する飲食店、カラオケのある飲食店でのアルバイトは禁止（7/28 更新）
 - スポーツジムの利用自粛
 - 屋内、野外の不特定多数が集まるイベントや集会への参加自粛
6. 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールを行う。接触の通知が来たら、すぐに実習先の指導医・指導教員に連絡する。
7. 上記の遵守事項が守れていないことが発覚した場合は、その後の臨床実習ができないことを理解する。

※上記の内容は、8月27日から適用する。ただし、アルバイトの変更に係る期限は、9月11日（金）までとする。